

高知市清掃工場維持管理計画書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の規定するごみ処理施設の維持管理の技術上の基準及び以下の維持管理に関する計画を遵守します。

- 1 ごみピット内のごみは、ごみクレーンで均一に混合し、定量ずつ連続的に焼却炉に投入します。
- 2 ごみの焼却にあたっては、次のとおりとし、ダイオキシン類の発生を $0.1\text{ng-TEQ}/\text{Nm}^3$ 以下に抑制します。
 - (1) 焼却炉の立ち上げにあたっては、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させます。
 - (2) 燃焼室出口ガスの温度は、 $850^{\circ}\text{C}\sim 950^{\circ}\text{C}$ とし、ガスの滞留時間は、2秒以上とします。
 - (3) 煙突出口の一酸化炭素濃度 (O_2 12%換算値の4時間平均値) は、30ppm以下とします。
なお、100ppmを超えるCO濃度瞬時値のピークを極力発生させないようにします。
 - (4) 炉出口排ガス中の酸素濃度は、6%以上とします。
 - (5) ろ過式集塵機入口排ガス温度は、 200°C 以下とします。
 - (6) 焼却残さの熱灼減量は、3%以下とします。
 - (7) 焼却炉の運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、焼却炉内のごみを燃焼し尽くします。
- 3 排ガスにより生活環境に支障が生じないように、細心の注意を払うとともに適切な焼却炉等の運転にあたります。
- 4 エコノマイザ、ろ過式集塵器及び排ガス処理設備にたい積した焼却飛灰は、定期的に除去します。
- 5 焼却灰及び焼却飛灰は、セメント資源化します。
- 6 ゴミピット内の火災あるいは、ステージからごみピット内への転落等を防止するため、消火設備の設置あるいは、転落者救出設備を設置します。
- 7 ごみ焼却炉の次の箇所のデータを連続的に測定し、記録します。
 - (1) 燃焼室中の燃焼ガス温度、ろ過式集塵器入口燃焼ガス温度及び運転管理上必要な箇所の温度等を連続的に測定し、記録します。
 - (2) 排ガス中の一酸化炭素の濃度、窒素酸化物の濃度及び硫黄酸化物の濃度等を連続的に測定し、記録します。
- 8 排ガス中のダイオキシン類の濃度は、年一回以上測定し、記録します。
- 9 本施設の維持管理にあたり行った点検、検査その他処置の記録を作成し、5年間保存します。
- 10 清掃工場の維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報をインターネット利用その他適切な方法により公表します。